

堺市立野田小学校 P T A 規約

第 1 章 名称および事務局

(名称)

第1条 本会は、堺市立野田小学校PTAと呼ぶ。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を堺市立野田小学校に置く。

第 2 章 目的および活動

(目的)

第3条 本会は、保護者と教員が協力し、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 会員の親睦を図り、教養の向上に努める。
- (2) 児童の健全な心身の発達を図るため、校内外における指導・活動を行う。
- (3) 学校教育の充実と発展のため、協力する。
- (4) 教育関係機関への協力に努める。

第 3 章 方 針

(方針)

第5条 本会は、児童によりよい教育が行えるよう、次の方針に従って活動するものとする。

- (1) 児童の教育推進のために活動している他の団体や機関と協力する。
- (2) 宗教的・政党的な性格は持たない。
- (3) 営利的な目的は持たない。
- (4) 学校の管理や人事等に干渉しない。

第 4 章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者および本校に勤務する職員で、入会・継続届を提出し、会費を納めた者とする。

第7条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

退会届を提出した場合、次年度より会員資格を喪失する。ただし、卒業、転出の場合は、退会届を提出しなくても、その月にて会員資格を喪失する。

第 5 章 役 員

(役員)

第8条 本会は、次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2～4 名
- (3) 書記 1～2 名
- (4) 会計 1 名
- (5) 会計監査 2～4 名

(構成)

第9条 役員は男性 3 名以上、女性 3 名以上で原則構成することとする。

(禁止事項)

第10条 公職選挙法により選ばれて公職にある人は、役員になることができない。

(欠員)

第11条 役員に欠員が生じた時は、残りの役員がその任務にあたる。

(任務)

第12条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会 長
総会を招集し、すべての集会を統括し、会を代表する。必要に応じて各委員会を招集し、すべての報告を受ける。
- (2) 副会長
会長を補佐し、会長不在の時は、代理を務める。また、次年度会長候補となる。
- (3) 書 記
総会やその他の活動を記録し、通知する。
- (4) 会 計

すべての収入・支出の記録と領収書を保管する。会計監査の監査を経て、定期総会で報告する。

(5) 会計監査

年度末に監査を行い、定期総会で報告する。

(任期)

第13条 役員の任期は、総会において選出された日から翌年度の総会までとする。ただし、再任は妨げない。

(選挙)

第14条 役員の選挙は、選考委員会を設置し実施するものとする。

第6章 相談役

(相談役)

第15条 本会は、特別な事情のある場合、会長の委嘱により役員経験者から選出し、相談役を置くことができる。

相談役は、役員会および実行委員会に出席することができる。

相談役は、本会が必要とした場合には、意見を述べたり、相談に応じたりすることができる。

相談役は、選考によって選出されるものではない。

第7章 総会

(位置づけ)

第16条 総会は、本会の最高議決機関とする。

(構成)

第17条 総会は、全会員をもって構成するものとする。

2 総会の運営は、実行委員会が行うものとする。

(種類)

第18条 総会には、定期総会と臨時総会があり、いずれも会長が招集する。

(定期総会)

第19条 定期総会は、原則として毎年度4月から5月中に開催し、以下の項目を報告、検討する。

- (1) 前年度の活動と会計の報告、承認
- (2) 本年度役員の選出及び就任
- (3) 本年度の活動方針と会計予算案の報告、承認
- (4) 会費の改定
- (5) 規約の改正
- (6) その他、重要な事項の審議

(臨時総会)

第20条 臨時総会は、次の時に開催する。

- (1) 会員の3分の1以上の人から開催の要望があった時
- (2) 実行委員会が必要を認めた時
- (3) 会長が必要と認めた時

2 臨時総会において報告・検討する項目は、前条(4)から(6)とする。

(成立)

第21条 総会は、全会員の3分の1以上の出席により成立するものとし、委任状は、出席とみなす。

(書面開催)

第22条 会長が必要と認めた時及びやむを得ない事態が発生した時は書面(電磁的記録を含む)により総会を行うことができる。

(決議)

第23条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

書面による総会の決議は、全会員の3分の1以上の同意を必要とする。同意書の提出がない会員は同意しないものとみなす。

第8章 役員会

(構成)

第24条 役員会は、役員および教員代表で構成するものとする。

(業務)

第25条 役員会は、以下の項目を検討し、実行委員会に提案・報告するものとする。

- (1) 本会で行われているすべての事業
- (2) 総会に提出する議案、原案の作成
- (3) 総会や実行委員会より委任された事項の実施状況等

第9章 実行委員と実行委員会

(構成)

第26条 実行委員会は、総会に次ぐ議決機関であり次の会員を実行委員として構成するものとする。

- (1) 役員
- (2) 専門委員の代表・副代表
- (3) 教員代表

- (4) 臨時特別委員会の代表・副代表(委員会設置期間中のみ)
(業務)

第27条 実行委員会は、以下の項目を検討するものとする。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会で決まった事項
- (3) 役員・委員から提案された事項
- (4) 本年度予算の補正についての事項
- (5) 細則の制定、改正及び廃止についての事項
- (6) 学校側から提案された事項
- (7) 本会の目的を達成するための企画、運営及びそれら円滑に行うための調整等

第10章 特別委員会

(選考委員会)

第28条 次年度の役員選挙については、選考委員会が執り行うものとする。

2 選考委員会の運営方法等については、別に定める選挙細則によるものとする。

(臨時特別委員会)

第29条 実行委員会が本会の運営上必要であると認めた時は、臨時特別委員会を設置することができる。

2 臨時特別委員会の委員選出及び解散については、実行委員会の議決によるものとする。

第11章 専門委員

(種類)

第30条 専門委員は、イベント部、研修部、親睦部、情報部及び教養部の5部とする。

(構成)

第31条 各部は、以下の人数で構成するものとする。

- (1) イベント部 学年毎に6名程度
- (2) 研修部 8名程度
- (3) 親睦部 3～16名程度
- (4) 情報部 3～16名程度
- (5) 教養部 3～16名程度

2 親睦部、情報部及び教養部は次年度立候補者が前項の人数に満たない場合、次年度の活動を休止とする。

(業務)

第32条 各部は、以下の活動を行う。

- (1) イベント部は、本会、学校、教育関係機関及び関係団体が催す行事への参加
- (2) 研修部は、本会員の資質向上を図るための研修への参加
- (3) 親睦部は、本会員の親睦を図るための活動の企画・運営
- (4) 情報部は、本会が行っている出来事を広く知らせる活動
- (5) 教養部は、本会員の教養の向上を図るための活動の企画・運営
- (6) 各部とも、その他本会に必要な活動や学校行事等への協力

(代表・副代表)

第33条 イベント部は部員の中から学年ごとに、研修部は部員の中から代表・副代表を1名ずつ選ぶものとする。

親睦部、情報部及び教養部は部員の中から代表を1名、副代表を2名選ぶものとする。

(任務)

第34条 各部の代表・副代表はその部を代表し、実行委員会で協議内容や活動状況を報告する。

(選出)

第35条 次年度の専門委員は、3学期中に立候補を募り、話し合いおよび抽選等により決める。

(任期)

第36条 専門委員の任期は、総会において選出された日から翌年度の総会までとする。

第12章 IT担当

(構成)

第37条 IT担当は、1～2名で構成する。

(選考)

第38条 次年度のIT担当は、3学期中に次年度の立候補者を募り、立候補者がいない時は次年度の活動を中止する。

第13章 地区委員と地区委員会

(選出・定数)

第39条 地区委員は、その地区に住む児童の保護者の中から、若干名を選ぶものとする。

(構成)

第40条 地区委員会は、各地区から選ばれた地区委員によって構成するものとする。

(業務)

第41条 地区委員会は、以下の項目を行う。

- (1) 本校と地区との緊密な連携
 - (2) 本会の目的や方針に沿った地区活動
- (変更)

第42条 地区委員の定数や地区割り等の変更については、当該地区委員間で相談し、役員会の承認を得て決定するものとする。

第 14 章 同好会

第43条 本会は、同好会を有することができる。

2 同好会の運営方法等については、別に定める同好会細則によるものとする。

第 15 章 その他任意活動

第44条 本規約に記載以外でも、本会に求められる活動があれば任意で参加者を募集し、活動することができる。

2 その他任意活動の運営方法等については、別に定めるその他任意活動細則によるものとする。

第 16 章 抽選除外条件および兼務

(抽選除外)

第45条 役員など役職の抽選除外条件については別表に定める。

2 抽選除外の対象となる会員が次年度の役職に立候補する場合は、その意思を尊重する。

第46条 役員、専門委員、IT 担当、地区委員は兼務することができる。

第 17 章 会 計

(経費)

第47条 本会の経費は、会費その他の収入をもって、あてることとする。

(会費)

第48条 会費は、1家庭につき一律の月額とする。会費は、定期総会もしくは臨時総会にて決定する。

(会計年度)

第49条 会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 18 章 弔慰

第50条 訃報連絡および通夜、告別式への参列について、ご遺族の意向を尊重し、別に定める弔慰細則により学校代表と PTA 代表が協議して決定する。

第51条 本会の弔慰に関する返しは一切受け取らない。

第 19 章 規約の改正

(改正)

第52条 本会の規約は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の同意により、改正することができる。

2 書面による総会においては、第 22 条の規定を準用する。

第 20 章 細則の制定および改廃

(細則)

第53条 本会の運営に必要な事項は、細則として実行委員会の承認を得て、別に定めることができる。尚、細則を制定および改廃した場合は、書面(電磁的記録を含む)により速やかに報告するものとする。

附則

本規約は、昭和 47 年 7 月 11 日より施行する。

(平成 9 年 4 月 23 日 一部改正)

(平成 22 年 4 月 28 日 一部改正)

(平成 23 年 4 月 26 日 一部改正)

(平成 24 年 4 月 27 日 一部改正)

(平成 25 年 4 月 25 日 一部改正)

(平成 26 年 5 月 1 日 一部改正)

(平成 27 年 5 月 8 日 一部改正)

(平成 29 年 5 月 2 日 一部改正)

(平成 31 年 2 月 9 日 一部改正)

(令和 2 年 7 月 4 日 一部改正)

(令和 3 年 11 月 24 日 一部改正)

(令和 5 年 4 月 21 日 一部改正)

(令和 6 年 4 月 19 日 一部改正)

【別表】 抽選除外の条件(PTA構成員毎)

経験ポイント数(1年経験あたり) ※令和3年度以前のPTA活動経験も有効

役職			ポイント数 (想定活動量に対応)
役員			5
IT 担当			3
専門委員	親睦部・情報部・教養部	代表	4
		副代表	3
		上記以外	2
	イベント部・研修部	代表	4
		副代表	3
		上記以外	1
地区委員			1

- ・野田小 PTA での活動経験をポイントとして積み上げ加算し、役員・イベント部・研修部の人数不足による抽選が発生する場合に利用する。
- ・抽選では、ポイントの少ない会員から優先的に抽選する。
- ・ポイントは、抽選除外となった場合や兄弟の卒業等で減少・消滅しない。

選挙細則

(規程)

第1条 この細則は、堺市立野田小学校PTA規約第14条により、定める。

(選考委員会)

第2条 PTA役員の各候補者の選出を行う時は、選考委員会を設ける。

(構成)

第3条 選考委員会は、以下のメンバーで構成し、事前に公表する。

- (1) 役員から2名
- (2) 専門委員から3名
- (3) 教員から2名

(委員長)

第4条 選考委員のうち、専門委員の中から、委員長を選ぶ。委員長は、定期総会で新役員候補を報告する。

(立候補)

第5条 役員に立候補される人は、定期総会の2週間前までに、選考委員会に届け出るものとする。

(推薦)

第6条 立候補者が定数に満たない時は、選考委員会で各役員候補を推薦し、定期総会の10日前までに会員に知らせる。

(推薦除外)

第7条 選考委員の中から、各役員候補は原則推薦できないこととする。

(選出方法)

第8条 立候補者が多数出た場合は、定期総会の場で役員選出選挙を行う。

(選挙管理委員会)

第9条 選挙を行う時は、選挙管理委員会を設け、選挙の投票及び開票を行う。

(選挙管理委員)

第10条 選挙管理委員は、役員選考委員を除く実行委員から選び、定期総会の10日前までに会員に知らせる。

(選挙方法)

第11条 選挙は、無記名投票により行い、有効投票数は過半数とする。

(就任)

第12条 新役員は、定期総会での承認をもって就任する。

(抽選)

第13条 副会長のうち2名について、立候補等により候補がない場合は、現在四年生(次年度の五年生)および現在三年生(次年度の四年生)の保護者会員の中から抽選によって選出する。

作業部会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、堺市立野田小学校PTAの作業部会の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(適用)

第2条 作業部会の運営は、規約ならびにその他の細則に規定されている事項を除き、この細則の定めるところによる。

(設置)

第3条 作業部会は、次の各号の一つに該当し、役員会が規約に定める特別委員会とは別に設置の必要があると認めたときに設置する。

- (1) 緊急に処理すべき事務や実施すべき事業が発生した場合
 - (2) 組織編成や活動内容等について調査・検討が必要である場合
 - (3) 前号に掲げる場合を除くほか、作業部会を設置して活動・業務を行うことが適当である場合
- 2 作業部会を設置できる期間は、設置した年度内におさめるものとする。
- 3 役員会は、新たな作業部会を設置を認めた場合は、次の各事項に掲げる事項を会員に報告するものとする。
- (1) 目的及び名称
 - (2) 構成員
 - (3) 設置期間
 - (4) その他必要な事項

(解散)

第4条 役員会は、作業部会が設置目的を達成、又は目的の達成が困難となったときは速やかに解散させるものとする。

(部会長)

第5条 作業部会の部会長は、役員が勤めるものとする。なお、部会長の指名により必要に応じて代理を置くことができる。

2 部会長の任期は、原則として当該作業部会解散までとする。

(部会員)

第6条 部会員は、作業部会の目的を達成するために必要な員数を会員のうちから部会長が任命する。

(活動)

第7条 作業部会における各事項の決定は、原則として会議の招集による決議をもって行う。ただし、会議の招集が困難な場合は、書面、E-Mail等により行うことができるものとする。

2 部会長は、必要と認められるときは、会議、書面、E-Mail 等により会員から意見若しくは説明を聴取し、又は必要な資料の提供を求めることができる。

3 作業部会の活動経過及び結果については、定期または随時、役員会又は実行委員会に報告するものとする。

（雑則）

第 8 条 本細則に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が作業部会に諮って定めるものとする。

附則

（施行日）

本細則は、令和 3 年 5 月 29 日から施行する。

同好会細則

（趣旨）

第 1 条 この細則は、堺市立野田小学校 PTA の同好会の運営に関し必要な事項を定める。

（適用）

第 2 条 同好会の運営は、規約ならびにその他の細則に規定されている事項を除き、この細則の定めるところによる。

（参加）

第 3 条 会員は同好会参加申し込みすることで、任意に同好会に所属することができる。

（創設）

第 4 条 会員は同好会を創設することができる。創設する場合は、以下の条件を満たし、同好会創設届を提出するものとする。

- ・会員が3名以上在籍すること
- ・定期的な活動があること
- ・類似内容の同好会が存在しないこと
- ・会員ならだれでも参加可能であること
- ・本会の目的に沿うこと

（活動助成）

第 5 条 同好会に会員が 1 名以上在籍する場合、会員名簿と同好会補助費申請書を提出することで、年額3000円の助成を受けることができる。

（解散）

第 6 条 年度内に会員名簿と同好会補助費申請書提出がない場合、解散したものとみなす。解散後、再度本会の同好会として活動する場合は、同好会創設届を提出が必要となる。

附則

（施行日）

本細則は、令和 5 年 4 月 21 日から施行する。

その他任意活動細則

（趣旨）

第 1 条 この細則は、堺市立野田小学校 PTA のその他任意活動の運営に関し必要な事項を定める。

（適用）

第 2 条 その他任意活動の運営は、規約ならびにその他の細則に規定されている事項を除き、この細則の定めるところによる。

（設置）

第 3 条 その他任意活動は、役員会より活動内容を提案し、参加者を募集して、参加者が集まった場合に設置する。

（活動）

第 4 条 集まった参加者を中心に活動する。

第 5 条 活動に必要な物品購入などがある場合、役員会に依頼する。役員会では予算と照らし合わせて執行を判断する。

第 6 条 年度ごとに活動の継続有無を参加者にて確認し、継続の場合は新規参加者の募集を役員会に依頼する。

（解散）

第 7 条 次年度活動をしない場合、役員会に報告し、解散する。

附則

（施行日）

本細則は、令和 5 年 4 月 21 日から施行する。

弔慰細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、堺市立野田小学校 PTA の弔慰に関し必要な事項を定める。

(適用)

第 2 条 弔慰の運営は、規約ならびにその他の細則に規定されている事項を除き、この細則の定めるところによる。

(運用)

第 3 条 弔慰に関する範囲や、香典・弔問の有無、訃報連絡範囲は以下の通りとする。弔慰の範囲について、本会員かどうかの有無は問わない。

	香典	訃報 連絡範囲	通夜／告別式参列		
			児童	保護者	教職員
児童	五千元	全家庭	同学級 全児童	保護者代表	学校代表 同学年代表 学級担任 参列可能教職員
児童の保護者	五千元	全家庭	なし	保護者代表	学校代表
教職員	五千元	全家庭	なし	保護者代表	学校で協議の上決定

附則

(施行日)

本細則は、令和 5 年 4 月 21 日から施行する。